

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3月12日 (火) 第3501号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定 (6 件) (砂防課取扱い) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (6 件) (砂防課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年 3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 鹿屋市 | 急・馬場1 |
| | 志布志市 | 急・竹下1, 急・後谷1, 急・竹下2, 急・毘砂ヶ野1, 急・毘砂ヶ野2, 急・新地1, 急・泉出1, 急・打越1, 急・岩倉1, 急・金藏輪1, 急・金藏輪2, 急・境谷1, 急・境谷2, 急・赤丸1, 急・前田8, 急・前田9, 急・樋ノ口1, 急・堀内2, 急・堀内3, 急・傘田1, 急・二本松1, 急・道中1, 急・道中2, 急・内門1, 急・内門2, 急・黒葛1, 急・北畑2, 急・前田10, 急・黒葛2, 急・新地2, 急・境谷3, 急・金藏輪3, 急・二本松2, 急・中島1, 急・小鹿倉1, 急・大丸1, 急・札元1, 急・上村3, 急・上村4, 急・宮ヶ中1, 急・宮ヶ中2, 急・本村2, 急・宮ヶ中3, 急・平山1, 急・平山2, 急・宮地原1, 急・宮地原2, 急・北畑1, 急・外堀1, 急・大長野1, 急・牧原1, 急・牧原2, 急・松元1, 急・尾迫1, 急・池頭1, 急・池頭2, 急・上宇都1, 急・河内1, 急・立下1, 急・坂元2, 急・坂元3, 急・南久保1, 急・南久保2, 急・南久保3, 急・新田1, 急・中持留1, 急・堀切1, 急・堀切2, 急・瀬戸口1, 急・瀬戸口2, 急・中持留2, 急・新田2, 急・藪田1, 急・松元2, 急・松元3, 急・尾迫2, 急・堀切3, 急・田淵1, 急・森土1, 急・倉ヶ崎1, 急・下平野1, 急・柳谷1, 急・山重1, 急・柳谷2, 急・山中1, 急・山中2, 急・山中3, 急・山中4, 急・田淵2, 急・馬渡1, 急・馬渡2, 急・馬渡3, 急・中尾1, 急・中尾2, 急・中尾3, 急・谷後 |

| | | |
|-----|------|---|
| | | 1, 急・鍋迫1, 急・稲荷下1, 急・倉ヶ崎2, 急・下平野2, 急・下平野3, 急・下平野4, 急・倉ヶ崎3, 急・上平野1, 急・平野2, 急・柳谷3, 急・山中5, 急・山中6, 急・田淵3, 急・田淵4, 急・谷後2及び急・釣ヶ迫1 |
| | 大崎町 | 急・後迫1, 急・東川1, 急・塗木1, 急・東川2, 急・東川3, 急・松ヶ鼻段1, 急・後迫2, 急・坂元1, 急・坂元2, 急・曲迫1, 急・曲迫2, 急・上立小野1, 急・上立小野2, 急・池ノ段1, 急・上立小野3, 急・松ノ尾1, 急・道ヶ迫1, 急・宮ノ本1, 急・籠谷1, 急・上ノ迫1, 急・上ノ迫2, 急・水ノ谷1, 急・水ノ谷2, 急・水ノ谷3, 急・水ノ谷4, 急・松ヶ迫1, 急・若松1, 急・池段1, 急・前ノ段1, 急・篠之段1, 急・篠之段2, 急・大佐土原1, 急・鍋山1, 急・鍋山2, 急・坂元3, 急・籠谷2, 急・籠谷3, 急・籠谷4, 急・道ヶ迫2, 急・尾ノ迫1, 急・天神1, 急・天神2, 急・鳥首1, 急・原ノ園1, 急・北牟田1, 急・宮ヶ迫谷1, 急・長田1, 急・長田2, 急・馬場下1, 急・前岡1, 急・松ヶ迫2, 急・大園1, 急・大園2, 急・美堂1, 急・新城1, 急・本假屋1, 急・胡摩1, 急・塩井川1, 急・上西迫1, 急・西迫2, 急・飛別府1, 急・平良宇都1, 急・鳥首2, 急・天神3, 急・北牟田2, 急・上堂1, 急・船迫1, 急・大堀1, 急・上横内1, 急・今甫城1, 急・上横内2, 急・上横内3, 急・上横内4, 急・上横内5, 急・上横内6, 急・堀込1, 急・下横内1, 急・堀込2, 急・瀧ノ上1, 急・二子塚1, 急・二子塚2, 急・栢山1, 急・尾ノ鼻1, 急・今甫城2, 急・今甫城3, 急・二子塚3, 急・二子塚4, 急・大久保1, 急・鳥越1, 急・猿喰1, 急・柴立1, 急・東1, 急・東2, 急・宮ノ本2, 急・山王段1, 急・天が城1, 急・上牧1, 急・高井田1, 急・高井田2, 急・後迫3, 急・四塚ノ上1, 急・四塚ノ上2, 急・竹之上1, 急・大久保2, 急・早馬1, 急・宇都口1, 急・今甫城4, 急・下横内2, 急・堀込3及び急・上横内7 |
| | 東串良町 | 急・境1, 急・蔵下1, 急・蔵下2, 急・段ノ平1, 急・上ノ段1, 急・上市園1, 急・上市園2, 急・下市園1, 急・下市園2, 急・下市園3, 急・牧ノ内1, 急・牧ノ内2, 急・牧ノ内3, 急・牧ノ内4, 急・後迫1, 急・権現迫1, 急・権現迫2, 急・中尾1, 急・権現迫3, 急・中尾2, 急・中尾3, 急・中尾4, 急・井手ノ上1, 急・下大堀1及び急・役所後1 |
| 土石流 | 志布志市 | 土・竹下1, 土・後谷1, 土・泉出1, 土・金藏輪1, 土・二本松1, 土・二本松2, 土・道中1, 土・黒葛1, 土・二本松3, 土・二本松4, 土・金藏輪2, 土・札元1, 土・札元2, 土・本村1, 土・本村2, 土・上村1, 土・宮ヶ中1, 土・松元1, 土・松元2, 土・松元3, 土・坂元1, 土・坂元2, 土・坂元3, 土・毛七1, 土・田淵1, 土・坂元4, 土・坂元5及び土・船迫1 |
| | 大崎町 | 土・坂元1, 土・籠谷1, 土・水ノ谷1, 土・篠之段1, 土・篠之段2, 土・篠之段3, 土・鳥首1, 土・宮ヶ迫谷 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| | 1, 土・長田 1, 土・大久保 1, 土・早馬 1 及び土・宮ノ本 1 |
| 東串良町 | 土・段ノ平 1, 土・段ノ平 2 及び土・上ノ段 1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 鹿屋市 | 急・馬場 1 |
| | 志布志市 | 急・竹下 1, 急・後谷 1, 急・竹下 2, 急・毘砂ヶ野 1, 急・毘砂ヶ野 2, 急・新地 1, 急・泉出 1, 急・打越 1, 急・岩倉 1, 急・金藏輪 1, 急・金藏輪 2, 急・境谷 1, 急・境谷 2, 急・赤丸 1, 急・前田 8, 急・前田 9, 急・樋ノ口 1, 急・堀内 2, 急・堀内 3, 急・牟田 1, 急・二本松 1, 急・道中 1, 急・道中 2, 急・内門 1, 急・内門 2, 急・黒葛 1, 急・北畑 2, 急・前田 10, 急・黒葛 2, 急・新地 2, 急・境谷 3, 急・金藏輪 3, 急・二本松 2, 急・中島 1, 急・小鹿倉 1, 急・大丸 1, 急・札元 1, 急・上村 3, 急・上村 4, 急・宮ヶ中 1, 急・宮ヶ中 2, 急・本村 2, 急・宮ヶ中 3, 急・平山 1, 急・平山 2, 急・宮地原 1, 急・宮地原 2, 急・北畑 1, 急・外堀 1, 急・大長野 1, 急・牧原 1, 急・牧原 2, 急・松元 1, 急・尾迫 1, 急・池頭 1, 急・池頭 2, 急・上宇都 1, 急・河内 1, 急・立下 1, 急・坂元 2, 急・坂元 3, 急・南久保 1, 急・南久保 2, 急・南久保 3, 急・新田 1, 急・中持留 1, 急・堀切 1, 急・堀切 2, 急・瀬戸口 1, 急・瀬戸口 2, 急・中持留 2, 急・新田 2, 急・藪田 1, 急・松元 2, 急・松元 3, 急・尾迫 2, 急・堀切 3, 急・田淵 1, 急・森土 1, 急・倉ヶ崎 1, 急・下平野 1, 急・柳谷 1, 急・山重 1, 急・柳谷 2, 急・山中 1, 急・山中 2, 急・山中 3, 急・山中 4, 急・田淵 2, 急・馬渡 1, 急・馬渡 2, 急・馬渡 3, 急・中尾 1, 急・中尾 2, 急・中尾 3, 急・谷後 1, 急・鍋迫 1, 急・稻荷下 1, 急・倉ヶ崎 2, 急・下平野 2, 急・下平野 3, 急・下平野 4, 急・倉ヶ崎 3, 急・上平野 1, 急・平野 2, 急・柳谷 3, 急・山中 5, 急・山中 6, 急・田淵 3, 急・田淵 4, 急・谷後 2 及び急・釣ヶ迫 1 |
| | 大崎町 | 急・後迫 1, 急・東川 1, 急・塗木 1, 急・東川 2, 急・東川 3, 急・松ヶ鼻段 1, 急・後迫 2, 急・坂元 1, 急・坂元 2, 急・曲迫 1, 急・曲迫 2, 急・上立小野 1, 急・上立小野 2, 急・池ノ段 1, 急・上立小野 3, 急・松ノ尾 1, 急・道ヶ迫 1, 急・宮ノ本 1, 急・籠谷 1, 急・上ノ |

| | | |
|-----|------|--|
| | | 迫1, 急・上ノ迫2, 急・水ノ谷1, 急・水ノ谷2, 急・水ノ谷3, 急・水ノ谷4, 急・松ヶ迫1, 急・若松1, 急・池段1, 急・前ノ段1, 急・篠之段1, 急・篠之段2, 急・大佐土原1, 急・鍋山1, 急・鍋山2, 急・坂元3, 急・籠谷2, 急・籠谷3, 急・籠谷4, 急・道ヶ迫2, 急・尾ノ迫1, 急・天神1, 急・天神2, 急・鳥首1, 急・原ノ園1, 急・北牟田1, 急・宮ヶ迫谷1, 急・長田1, 急・長田2, 急・馬場下1, 急・前岡1, 急・松ヶ迫2, 急・大園1, 急・大園2, 急・美堂1, 急・新城1, 急・本假屋1, 急・胡摩1, 急・塩井川1, 急・上西迫1, 急・西迫2, 急・飛別府1, 急・平良宇都1, 急・鳥首2, 急・天神3, 急・北牟田2, 急・上堂1, 急・船迫1, 急・大堀1, 急・上横内1, 急・今甫城1, 急・上横内2, 急・上横内3, 急・上横内4, 急・上横内5, 急・上横内6, 急・堀込1, 急・下横内1, 急・堀込2, 急・瀧ノ上1, 急・二子塚1, 急・二子塚2, 急・栢山1, 急・尾ノ鼻1, 急・今甫城2, 急・今甫城3, 急・二子塚4, 急・大久保1, 急・鳥越1, 急・猿喰1, 急・柴立1, 急・東1, 急・東2, 急・宮ノ本2, 急・山王段1, 急・天が城1, 急・上牧1, 急・高井田1, 急・高井田2, 急・後迫3, 急・四塚ノ上1, 急・四塚ノ上2, 急・竹之上1, 急・大久保2, 急・早馬1, 急・宇都口1, 急・今甫城4, 急・下横内2及び急・堀込3 |
| | 東串良町 | 急・境1, 急・蔵下1, 急・蔵下2, 急・段ノ平1, 急・上ノ段1, 急・上市園1, 急・上市園2, 急・下市園1, 急・下市園2, 急・下市園3, 急・牧ノ内1, 急・牧ノ内2, 急・牧ノ内3, 急・牧ノ内4, 急・後迫1, 急・権現迫1, 急・権現迫2, 急・中尾1, 急・権現迫3, 急・中尾2, 急・中尾3, 急・中尾4, 急・井手ノ上1, 急・下大堀1及び急・役所後1 |
| 土石流 | 志布志市 | 土・竹下1, 土・後谷1, 土・泉出1, 土・金藏輪1, 土・二本松1, 土・二本松2, 土・道中1, 土・二本松3, 土・二本松4, 土・金藏輪2, 土・札元1, 土・札元2, 土・本村1, 土・本村2, 土・上村1, 土・宮ヶ中1, 土・松元2, 土・松元3及び土・坂元1 |
| | 大崎町 | 土・水ノ谷1, 土・篠之段1, 土・篠之段2, 土・鳥首1, 土・宮ヶ迫谷1及び土・長田1 |
| | 東串良町 | 土・段ノ平2 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年 3月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|-----------------------|
|---------------------|------|-----------------------|

| | | |
|---------|-----|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 奄美市 | 急・入山田 1, 急・上間 1, 急・豊里 1, 急・東仲間 1, 急・古仲間 1, 急・豊勝 1, 急・登小屋 1, 急・松本 1, 急・石屋川 1, 急・古仲間 2, 急・赤尾木田 1, 急・上里 2, 急・浜田 1, 急・池畑甲 1, 急・池畑甲 2, 急・尾勝 1 及び急・青久 1 |
| | 大和村 | 急・尾神 1, 急・ミナト平 1, 急・前里 1, 急・朝戸 1, 急・内 1 及び急・前平 1 |
| | 龍郷町 | 急・福里 1, 急・前平 1, 急・坂元 1, 急・コハマ 1, 急・阿丹崎 1, 急・ナカバマ 1, 急・番ヤ 1, 急・トキワ 1, 急・尾尻 1, 急・貝崎 1, 急・貝崎 2, 急・松原 1, 急・崎田原 1 及び急・一ス浜 1 |
| 土石流 | 奄美市 | 土・入山田 1, 土・入山田 2, 土・平田町 1, 土・東仲間 1, 土・後 1, 土・高儀野 1, 土・高儀野 2, 土・阿里乙 1, 土・古見通 1, 土・小又 4, 土・仲山 1, 土・古見通 2, 土・古見通 3, 土・古見通 4, 土・石屋川 1, 土・小俣 3, 土・野甫 1, 土・小俣 4, 土・古仲間山 1, 土・桂勝山 1, 土・赤尾木田 1, 土・カル又 1, 土・丸畑 1 及び土・青久 1 |
| | 大和村 | 土・クビリ 1, 土・朝戸 1, 土・野釜 1, 土・文田 1, 土・前木ルキ 1 及び土・前牧 1 |
| | 龍郷町 | 土・福里 1, 土・尾ラ 1, 土・尾ラ 2, 土・尾ラ 3, 土・作 1, 土・円平 1, 土・コハマ 1, 土・コハマ 2, 土・崎田平 1, 土・松野浦山 1, 土・万田 1, 土・万田 2, 土・当原 1, 土・当原 2, 土・万田 3, 土・当原 3, 土・万田 4, 土・当原 4, 土・一ス浜 1 及び土・越マテ 2 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 奄美市 | 急・入山田 1, 急・上間 1, 急・豊里 1, 急・東仲間 1, 急・古仲間 1, 急・豊勝 1, 急・登小屋 1, 急・松本 1, 急・石屋川 1, 急・古仲間 2, 急・赤尾木田 1, 急・上里 2, 急・浜田 1, 急・池畑甲 1, 急・池畑甲 2, 急・尾勝 1 及び急・青久 1 |
| | 大和村 | 急・尾神 1, 急・ミナト平 1, 急・前里 1, 急・朝戸 1, 急・内 1 及び急・前平 1 |
| | 龍郷町 | 急・福里 1, 急・前平 1, 急・坂元 1, 急・コハマ 1, 急・阿丹崎 1, 急・ナカバマ 1, 急・番ヤ 1, 急・トキワ 1, 急・尾尻 1, 急・貝崎 1, 急・貝崎 2, 急・松原 1, 急・崎田原 1 及び急・一ス浜 1 |
| 土石流 | 奄美市 | 土・入山田 1, 土・入山田 2, 土・平田町 1, 土・東仲間 |

| | | |
|--|-----|---|
| | | 1, 土・阿里乙 1, 土・古見通 1, 土・小又 4, 土・仲山 1, 土・古見通 3, 土・古見通 4, 土・石屋川 1, 土・小俣 3, 土・小俣 4, 土・古仲間山 1, 土・桂勝山 1, 土・赤尾木田 1, 土・カル又 1, 土・丸畑 1 及び土・青久 1 |
| | 大和村 | 土・クビリ 1, 土・朝戸 1, 土・野釜 1 及び土・文田 1 |
| | 龍郷町 | 土・福里 1, 土・尾ラ 3, 土・作 1, 土・円平 1, 土・コハマ 2, 土・崎田平 1, 土・松野浦山 1, 土・万田 1, 土・万田 2, 土・当原 1, 土・当原 2, 土・万田 3, 土・万田 4, 土・当原 4 及び土・越マテ 2 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 三島村 | 急・片泊 1, 急・片泊 2, 急・片泊 3, 急・片泊 4, 急・片泊 5, 急・片泊 6, 急・片泊 7, 急・片泊 8, 急・片泊 9, 急・片泊 10, 急・中里 1, 急・大里 1, 急・大里 2, 急・大里 3, 急・大里 4, 急・大里 5, 急・大里 6, 急・大里 7, 急・大里 8, 急・大里 9, 急・大里 10, 急・大里 11, 急・片泊 11, 急・大里 12, 急・大里 13, 急・大里 14, 急・硫黄島 1, 急・硫黄島 2, 急・硫黄島 3, 急・硫黄島 4, 急・硫黄島 5, 急・竹島 1, 急・竹島 2, 急・竹島 3, 急・竹島 4, 急・竹島 5, 急・竹島 6, 急・竹島 7, 急・竹島 8, 急・竹島 9, 急・竹島 10, 急・竹島 11, 急・竹島 12, 急・竹島 13, 急・竹島 14, 急・竹島 15, 急・硫黄島 6 及び急・硫黄島 7 |
| | 十島村 | 急・口之島 1, 急・口之島 2, 急・口之島 3, 急・口之島 4, 急・口之島 5, 急・口之島 6, 急・口之島 7, 急・口之島 8, 急・口之島 9, 急・口之島 10, 急・口之島 11, 急・口之島 12, 急・口之島 13, 急・口之島 14, 急・口之島 15, 急・口之島 16, 急・小宝島 1, 急・小宝島 2, 急・宝島 1, 急・中之島 1, 急・中之島 2, 急・中之島 3, 急・中之島 4, 急・平島 1, 急・平島 2, 急・諏訪之瀬島 1, 急・悪石島 1, 急・諏訪之瀬島 2, 急・悪石島 2 及び急・悪石島 3 |
| 土石流 | 三島村 | 土・片泊 1, 土・中里 1, 土・大里 1, 土・大里 2, 土・大里 3, 土・大里 4, 土・竹島 1, 土・竹島 2, 土・竹島 3, 土・竹島 4, 土・竹島 5, 土・硫黄島 1, 土・硫黄島 2 及び土・硫黄島 3 |
| | 十島村 | 土・中之島 1, 土・中之島 2, 土・中之島 3, 土・中之島 4, 土・中之島 5, 土・諏訪之瀬島 1, 土・悪石島 1 及び土・悪石島 2 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河

川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 三島村 | 急・片泊1, 急・片泊2, 急・片泊3, 急・片泊4, 急・片泊5, 急・片泊6, 急・片泊7, 急・片泊8, 急・片泊9, 急・片泊10, 急・中里1, 急・大里1, 急・大里2, 急・大里3, 急・大里4, 急・大里5, 急・大里6, 急・大里7, 急・大里8, 急・大里9, 急・大里10, 急・大里11, 急・片泊11, 急・大里12, 急・大里13, 急・大里14, 急・硫黄島1, 急・硫黄島2, 急・硫黄島3, 急・硫黄島4, 急・硫黄島5, 急・竹島1, 急・竹島2, 急・竹島3, 急・竹島4, 急・竹島5, 急・竹島6, 急・竹島7, 急・竹島8, 急・竹島9, 急・竹島10, 急・竹島11, 急・竹島12, 急・竹島13, 急・竹島14, 急・竹島15及び急・硫黄島6 |
| | 十島村 | 急・口之島1, 急・口之島2, 急・口之島3, 急・口之島4, 急・口之島5, 急・口之島6, 急・口之島7, 急・口之島8, 急・口之島9, 急・口之島10, 急・口之島11, 急・口之島12, 急・口之島13, 急・口之島14, 急・口之島15, 急・口之島16, 急・小宝島1, 急・小宝島2, 急・宝島1, 急・中之島1, 急・中之島2, 急・中之島3, 急・中之島4, 急・平島1, 急・平島2, 急・諏訪之瀬島1, 急・悪石島1, 急・諏訪之瀬島2, 急・悪石島2及び急・悪石島3 |
| 土石流 | 三島村 | 土・片泊1, 土・中里1, 土・大里1, 土・大里4, 土・竹島2, 土・竹島3, 土・竹島4, 土・硫黄島1, 土・硫黄島2及び土・硫黄島3 |
| | 十島村 | 土・中之島1, 土・中之島3, 土・中之島4, 土・中之島5, 土・諏訪之瀬島1及び土・悪石島1 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|-----------------------|
| | | |

| | | |
|-----|------|------------------|
| 土石流 | 屋久島町 | 土・金ヶ迫 1 及び土・中牧 1 |
|-----|------|------------------|

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---------------------------|
| 土石流 | 屋久島町 | 土・金ヶ迫 1 及び土・中牧 1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 宇検村 | 急・宇検 4, 急・宇検 5, 急・宇検 6 及び急・宇検 7 |
| | 瀬戸内町 | 急・与路 1, 急・与路 2, 急・池地 1, 急・池地 2, 急・池地 3, 急・池地 4, 急・池地 5, 急・請阿室 1 及び急・請阿室 2 |
| 土石流 | 宇検村 | 土・宇検 2, 土・宇検 3, 土・宇検 4, 土・宇検 5, 土・宇検 6 及び土・宇検 7 |
| | 瀬戸内町 | 土・与路 1, 土・与路 2, 土・与路 3, 土・池地 1, 土・池地 2, 土・池地 3, 土・池地 4, 土・池地 5, 土・池地 6, 土・池地 7 及び土・請阿室 1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---------------------------------|
| 急傾斜地の崩壊 | 宇検村 | 急・宇検 4, 急・宇検 5, 急・宇検 6 及び急・宇検 7 |

| | | |
|-----|------|--|
| | 瀬戸内町 | 急・与路 1, 急・与路 2, 急・池地 1, 急・池地 2, 急・池地 3, 急・池地 4, 急・池地 5, 急・請阿室 1 及び急・請阿室 2 |
| 土石流 | 宇検村 | 土・宇検 3, 土・宇検 4, 土・宇検 5, 土・宇検 6 及び土・宇検 7 |
| | 瀬戸内町 | 土・与路 1, 土・与路 2, 土・与路 3, 土・池地 1, 土・池地 2, 土・池地 3, 土・池地 4, 土・池地 5, 土・池地 6, 土・池地 7 及び土・請阿室 1 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 和泊町 | 急・瀬名 1, 急・瀬名 2, 急・根折 1, 急・根折 2, 急・瀬名 3, 急・内城 6, 急・内城 7, 急・内城 8, 急・畦布 1, 急・畦布 2, 急・永嶺 1, 急・内城 1, 急・内城 2, 急・谷山 1, 急・内城 3, 急・内城 4, 急・永嶺 2 及び急・内城 5 |
| | 知名町 | 急・余多 1, 急・余多 2, 急・下平川 1, 急・余多 3, 急・下平川 2, 急・下平川 3, 急・芦清良 1, 急・芦清良 2, 急・芦清良 3, 急・黒貫 1, 急・知名 1, 急・瀬利覚 1, 急・知名 2, 急・屋子母 1, 急・知名 3, 急・黒貫 2, 急・知名 4, 急・新城 1, 急・新城 2, 急・上城 1, 急・赤嶺 1, 急・新城 3, 急・下城 1, 急・上城 2, 急・下城 2, 急・下城 3, 急・下城 4 及び急・上城 3 |

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年 3 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 和泊町 | 急・瀬名 1, 急・瀬名 2, 急・根折 1, 急・根折 2, 急・瀬名 3, 急・内城 6, 急・内城 7, 急・内城 8, 急・畦布 1, 急・畦布 2, 急・永嶺 1, 急・内城 1, 急・内城 2, 急・谷山 1, 急・内城 3, 急・内城 4, 急・永嶺 2 及び急・内城 5 |

| | | |
|--|-----|---|
| | 知名町 | 急・余多1，急・余多2，急・下平川1，急・余多3，急・下平川2，急・下平川3，急・芦清良1，急・芦清良2，急・芦清良3，急・黒貫1，急・知名1，急・知名2，急・屋子母1，急・知名3，急・黒貫2，急・知名4，急・新城1，急・新城2，急・上城1，急・赤嶺1，急・新城3，急・下城1，急・上城2，急・下城2，急・下城3，急・下城4及び急・上城3 |
|--|-----|---|

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁沖永良部事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）